

福岡県公報

平成30年9月21日
第4028号

目次

告示 (第782号 - 第786号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 1
- 道路の区域の変更の告示の訂正 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2

公告

- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 2
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 3
- 有明海の再生に関する福岡県計画の変更 (漁業管理課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4

公安委員会

- 交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部地域課) 4

告示

福岡県告示第782号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代10月号	雑誌15183-10	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第783号

道路の区域の変更（平成16年10月福岡県告示第1826号）において、区間に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	湯辺田瀬高線	前	八女郡立花町大字北山67番1先から同郡同町大字北山64番1先まで	4.5 ～ 16.5	221.5
			後	同上	11.5 ～ 22.5	221.5

福岡県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年9月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯辺田 瀬高線	八女市立花町北山63番1先から 八女市立花町北山64番1先まで

福岡県告示第785号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松木南	筑紫郡那珂川町五郎丸四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第786号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準

用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松木南	筑紫郡那珂川町五郎丸四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成30年8月24日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 アルゾ飯塚幸袋店
 - 所在地 飯塚市中字龍ヶ口221番1 外
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 24時間
(変更後) 午前6時00分～午後10時00分

公告

解散した清算法人合河東部第二土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
今石 福隆	豊前市大字下川底447番地1
面村 祐二	豊前市大字中川底408番地1
面村 義廣	豊前市大字中川底368番地
宇都宮 初夫	豊前市大字中川底746番地
川崎 澄夫	豊前市大字下川底92番地2
恒成 毅	豊前市大字下川底764番地1
前田 高義	豊前市大字下川底831番地
本末 留夫	豊前市大字下河内1947番地
藤川 賢司	豊前市大字下河内2161番地
藤末 美知雄	豊前市大字下河内2544番地1
白川 潤	豊前市大字下川底575番地
柏木 秀信	北九州市八幡西区大浦2丁目5番11号

公告

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字野町字宮ノ東805番2から805番7まで及び784番1から784番5まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名並びに所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県鳥栖市蔵上町657-1 岸 信之
熊本県玉名郡長洲町永塩1870 原口 鉄成
熊本県荒尾市桜山町3-22-18 本多 裕
糸島市志摩馬場1118-7 株式会社江口建設 代表取締役 江口 安徳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字裏畑1458番11及び1458番14
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小郡2528番地1 コーポ東野B棟201
久保田 剛

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画公園の変更（大野城市決定）（平成30年8月31日大野城市告示第59号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画緑地の変更（大野城市決定）（平成30年8月31日大野城市告示第60号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画公園の変更（北九州市決定）（平成30年9月3日北九州市告示第377号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月21日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市決定）（平成30年9月5日飯塚市告示第254号）

公安委員会

福岡県公安委員会規則第8号

交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年9月21日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交番等の設置に関する規則の一部改正）

第1条 交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県春日警察署の部那珂川交番の項及び南畑駐在所の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

（福岡県道路交通法施行細則の一部改正）

第2条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般国道の部385号の項並びに同表県道の部山田中原福岡線の項及び片縄下白水線の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に、「同町」を「同市」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。